

143

平成十六年六月四日提出
質問第一四三号

年金等に関する再質問主意書

提出者
長妻昭

年金等に関する再質問主意書

先の答弁には不十分な点が多いため、再度、同様の質問を申し上げます。

一 年金積立金の運用についてお尋ねする。

平成十四年度末時点で、厚生年金・国民年金の積立金の市場運用分（財投除外）のうち、約三十八パーセントが株式で運用され、国家公務員共済の積立金では、同基準で、約十三パーセントが株式で運用されている。

- 1 これは事実か。
- 2 それぞれの市場運用資金全体（財投除外）の金額と株式運用された金額をお示し願いたい。
- 3 ① 株式運用比率が三倍の開きがある理由を詳細に説明頂きたい。
② 厚生年金・国民年金の運用は、リスクが国家公務員共済の運用よりも高い理由は何か。
③ それぞれの運用の理念は何か。
④ その理念のどのような違いが三倍の開きとなったのか。
⑤ 三倍開いている現状をどう考えるか。

⑥ 是正する予定はあるか。

4 年金資金運用基金の三人おられる投資専門委員について以下をお尋ねする。

① 氏名。

② 経歴。

③ 役割。

④ 年収。

⑤ 推定退職金。

⑥ 選考基準は。

⑦ 採用は公募かコネか。コネの場合は、紹介ルートは。

⑧ 年収や退職金は厚生年金の掛け金からの支出か否か。

⑨ 天下りをなぜ採用したのか。

⑩ 運用成績がどんなに悪化しても解雇されることはないのか否か。

5 仮に厚生年金・国民年金の積立金の株式運用部分を株式市場から、すべて引き上げた場合、株価にど

のような影響が出るか。

6 ① 厚生年金・国民年金の積立金を株式運用することで、結果的に、株価全体の安定につながっているといえるか。

② 株価買い支え（いわゆるP KO 〓 プライス・キープینگ・オペレーション）をしているのか。

7 ① それぞれの株式運用分の時価評価の損益は。

② 運用資金を分母にした、それぞれの株式運用時価評価の損益率は。

③ なぜ、両者に、そのような差が生じるのか。

二 今回の政府提出の年金法案における出生率は、現在よりも向上する見込みとなっている。

1 これは事実か。

2 いくらかからいくらに向上する見込みとなっているか。

3 その根拠はどのようなものか説明願いたい。

4 出生率が現在よりも向上する現実的見込み確率は、五十パーセント以上あるといえるか。

5 向上しない場合、いつの時点で、保険料率、給付水準をどのように、何パーセントに見直すか。

6 見込みが誤った場合、その責任は誰にあるのか。

三 二百六十五ある年金福祉施設及び国家公務員共済の福祉施設等についてお尋ねする。

1 年金福祉施設（厚生年金・国民年金）の建設費の合計と原資別（厚生年金・国民年金）金額は。

2 国家公務員共済の福祉施設（百十三ヶ所）は、積立金からの借り入れで建設され、金利も含めてきちんと返済されていると聞いている。

これは、事実か。これまで、返済がどこおったことはあるのか。

3 先進国では、仮に年金で福祉施設やリゾート施設を保有するとしても、年金積立金の運用の一環としての投資と位置づけており、直接、年金掛け金を、建設費に投入する日本のような方式は、ないと聞か
が事実か。

4 国家公務員共済の福祉施設建設は、積立金の運用の一環としてなされており、福祉施設による運用は
これまでプラスの成績であり、先進国の年金福祉施設の位置づけと同様となっている。これは事実か。
なぜ、厚生年金・国民年金による福祉施設の建設費等は、掛け金の直接投入方式となったのか。

国家公務員共済と、福祉についての条文のどこが異なるために、厚生年金・国民年金は直接投入方式

になっているのか。また、条文の根拠は。

5 本来、二百六十五の年金福祉施設の売り上げ・利益は年金勘定に戻すべきと考えるが、いかがか。なぜ、戻さないのか。違法性はないのか。どうして、合法なのか、条文など根拠をお示し願いたい。

国家公務員共済は、福祉施設の売り上げ・利益は、共済に戻している。どうして、厚生年金・国民年金は戻さないのか。条文のどこが異なるのか。

また、二百六十五の年金福祉施設の売り上げ・利益は、どこに流れているのか。団体名と金額は。

6 国家公務員共済の福祉施設は、平成六年度末の百八十ヶ所から、平成十五年度末の百十三ヶ所と四割もリストラ閉鎖されている。一方、年金の福祉施設は、平成六年度二百七十二ヶ所だったものが、平成十五年度に二百六十五ヶ所と七ヶ所しか、リストラ閉鎖されていない。これは事実か。また、この違いはなぜか。閉鎖に対する理念政策がどのように異なるのか。

四 年金の掛け金を建設費に充てて、建設した建物に関してお尋ねする。

1 全国十三ヶ所のグリーンピアの建設工事それぞれにおいて、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上膨れ上がった事例（工事名、発注省庁部局、発注日、完成日、当初見込み金額、最終金額、最終金額

は見込み金額の何倍か、受注業者、金額が膨れ上がった理由、発注者側・官庁の責任者名、金額が膨れ上がったことにどのような責任を感じているか）を、金額が膨れ上がった倍率の高い順にお示し願いたい。

2 グリーンピア以外の建設工事において、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上膨れ上がった事例（工事名、発注省庁部局、発注日、完成日、当初見込み金額、最終金額、最終金額は見込み金額の何倍か、受注業者、金額が膨れ上がった理由、発注者側・官庁の責任者名、金額が膨れ上がったことにどのような責任を感じているか）を、金額が膨れ上がった倍率の高い順にお示し願いたい。

五 年金の掛け金の使われ方についてお尋ねする。

1 社会保険大学校では、ゴルフ練習場（一般非公開）があり、ゴルフクラブ二十本、ゴルフボール六百個を年金掛け金等で購入したといわれている。これは事実か。

その費用は年金分でそれぞれいくらか。他にゴルフ練習場にかかった維持費のうち、年金負担分はいくらでどのようなものか。

誰がゴルフ練習場の設置を決定したか。それはなぜか。それは妥当とお考えか。

2 他に、社会保険大学校及びそれ以外の場所で、外部に開放されていない、年金掛け金を維持費あるいは建設費等に使用したスポーツ施設やリフレッシュ施設としてどのようなものがあるか。すべてお示し願いたい。また、それぞれ、建設費や維持費にいくら年金の掛け金を支出しているか。利用者はどのような方なのか。その妥当性の見解もそれぞれにお示し願いたい。民間との比較もお教え願いたい。

3 観覧車の建設にも年金掛け金が使われた事例があると聞くが事実か。いくらでそれはどこか。「福祉の増進」に当たらないと年金掛け金は使用できないと考えるが、どうして観覧車が福祉の増進になるのか。観覧車は福祉施設と認識されているのか。

4 以下の施設がなぜ「福祉の増進」に当たるのか理由をお示し頂き、全国の設置場所と建設費と維持費のうち、年金掛け金分がいくらかをお示し願いたい。

① ゴーカートや簡易ローラーコースターをはじめとする遊具。

② 結婚式場。

③ 音楽ホール。

5 全国の厚生年金病院関係者の宿舍の場所、築年月と家賃と間取り、入居者職業、建設費、建設費のう

ち年金掛け金流用分はいくらか、どのような法的根拠で年金掛け金を使ったのか、をお示し願いたい。

6 社会保険庁職員を除く、他組織・団体の職員用宿舍のうち、年金掛け金で建設されているものがあれば、場所、築年月と家賃と間取り、入居者職業、建設費、建設費のうち年金掛け金流用分はいくらか、どのような法的根拠で年金掛け金を使ったのか、なぜそれが福祉施設といえるのか、希望職員のうち何パーセントが入居可能か、をお示し願いたい。

7 年金掛け金で購入した黒（紺）塗りの運転手付車に二十代、三十代の官僚が乗っていることに関してどうお考えか。妥当との見解か。

入省一年以内のお役人も、お役所の黒（紺）塗りの運転手付車を利用することもあるのか否か。民間組織でこのような事例はあるか。

六 年金局長をされた方が、昭和五十一年、五十四年と衆議院選挙に立候補された。その選挙公報には、

「実績 大規模年金保養基地（百億円、岩沼に誘致）」とある。その岩沼は、当該選挙区でもある。

1 一般的に大規模年金保養基地Ⅱグリーンピアの決裁は年金局長が行うのか。

2 この岩沼グリーンピアに当該元年年金局長はどのような関与をしたか。

3 決裁権者が、選挙区にグリーンピアを誘致して、選挙公報に実績として、掲示することに関して、どう考えるか。その是非は。

4 これまでグリーンピアを決裁した年金局長が、グリーンピア関連に天下った事例はあるか。あるとすればどのようなものか。その是非は。

七 平成十六年度、「福祉の増進」の条文で年金掛け金を使って、以下にいくら予算化されたか、その妥当性の見解も含めて、それぞれお示し願いたい。また、同様の考え方で、予算化を今後も続けるのか。

1 コンピューター等経費。

2 庁舎維持費・建設費等。

3 宣伝広告費等。

八 平成十六年度に、公債特例等法律によって、年金事務費に、年金掛け金が使われる予定となっている。予算化されているが、使わないものがあるとするれば、内容と使わない金額をすべて明記されたい。また、使うものの内容と使う金額も明記されたい。

九 平成十六年度、一年間に限って、公債特例等法律によって、年金事務費に、年金掛け金が使われる予定

となっている。平成十七年度も立法措置をして、年金事務費に、年金掛け金を使う予定か。また、平成十七年度は、その予定は、全くないと断言できるか。

十 会社での勤務実態に関してお尋ねする。

1 会社の厚生年金に加入する時、その会社の仕事を月何日していれば良いのか。また、社長から、会社の仕事をしないで良いとの指示を受ければ、その会社の仕事をしなくても、厚生年金に加入をしても問題は無いのか。

2 会社の健康保険に加入し、その健康保険を使うには、その会社の仕事を月何日していれば良いのか。また、社長から、会社の仕事をしないで良いとの指示を受ければ、その会社の仕事をしなくても、健康保険に加入をしても問題は無いのか。

3 先の1、2の場合、問題の全く無いケースと、問題が発生するケースと、論点を整理してご提示願いたい。

右質問する。